平成３０年（フ）第３８４号
北海道千歳市清流３丁目12番５号
債務者　溝江　恵介
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３９２号
北海道石狩市樽川３条１丁目47番地１　樽川北団地Ｄ―109
債務者　松岡　竜洋
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５２号
愛知県一宮市春明字西砂吹埋70番地　市営春明住宅621号
債務者　川平　恵作
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第５５６号
大阪市住吉区万代東４丁目３番25―1203号
債務者　山本　一喜
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７７６号
大阪府大東市寺川３丁目２番５号　エステート野崎606号
債務者　三富みゆき
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９６８号
大阪市福島区玉川４丁目15番９号　マンションニュー富士　303号
債務者　肝付　雅子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０７２号
大阪市阿倍野区昭和町２丁目６番25号　日光ビル305号
債務者　中尾　吉博
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１４６号
大阪府高槻市津之江北町14番４号
債務者　髙橋　宗幸
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３１３号
大阪府八尾市龍華町１丁目４番２―2817号
債務者　石元　美弥
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３１９号
大阪市東成区深江南１丁目４番34号
債務者　フジホームサービスこと　藤原　　茂
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３２０号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目25―23、住民票上の住所大阪府寝屋川市仁和寺本町５丁目４番３―208号
債務者　安田　雅彦
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３２号
群馬県館林市苗木町2447番地の151
債務者　森江佐代子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第３８号
群馬県太田市西本町64番12―201号、前住所群馬県邑楽郡大泉町東小泉２丁目５番１号ＡＭ21東大泉Ａ棟102号
債務者　岡地　宗一
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第４４号
群馬県邑楽郡大泉町丘山15番Ｃ―142号　丘山県営住宅団地、前住所群馬県邑楽郡大泉町仙石４丁目33番22号　内田パレス101号
債務者　小林　正明
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第４７号
長野市大字北長池1300番地６　グリーンタウン北長池Ａ－３
債務者　小林　　忍
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５０号
長野市大字稲葉1025番地１　Ｙ’Ｓコート203
債務者　宮内きみ子
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係